



# 「未払い事案」に決着

# 12月臨時会

# 年の瀬の臨時会<sup>6</sup> 森上

支払い金を含めた 補正予算を可決

# 討 論

反对討論

賛成討論

職員は停職5ヶ月 しかし 監督をすべき市長、幹部職員に重い処分とはいながら、市長は減給1ヶ月。該当の職員の上司も訓告、戒告という軽い処分となつてゐる。近藤市長の下で再度田の事案でもあり、このことを鑑みてもバランスを欠いた処分内容である。また、事務方トップの副市長の処分がないのも不可解である。

議案第1-106号においては国庫補助のある災害復旧事業でできたはずで約3000万円もの市民負担にはならなかつたのではないかと考える。市民が納めた貴重な税金を、不祥事のために支払うことになるのは大変残念である。また、約3000万円の積算根拠もあいまいで、再発防止策がなされないままでは到底納得いくものではなく反対す

議案第105号については、市長自ら給与を減額するという判断をしたことには意義があると思う。前回の未払い事案と今回の未払い事案では事象が異なるが、減給については妥当だと考える。

議案第106号は未払い事案の工事費の補正であり、災害復旧事業に係る未払金調査等特別委員会から本会議最終日に委員長報告がなされており、報告書を全会一致で原案可決している。可決した事案によつて組まれた補正予算を通じないのは議会として配慮に欠けていふると考える。執行部の責任は否めないが、特別委員会委員長が市長に対し報告書を提出し、執行部は処分内容を示した上で、速やかに再発防止策を取りまとめ、議会に對して報告すると説明があつた。このことから議案第105号と第106号については賛成する。

## 12月臨時会で賛否が分かれた議案の採決結果

議案番号	件名	金尾	新倉	平松	伊藤	森上	森	石井	三村	石部	宮田好	小林	川上修	倉野	川上博	宮田公	大月
議案第105号	高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例	●	○	●	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	欠
議案第106号	令和5年度高梁市一般会計補正予算（第7号）	●	○	●	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	欠

※議長は採決には加わりません。

令和5年12月27日に第7回臨時会を開催しました。この議会では令和2年度と4年度に発生していた未払いの工事費支払いのための補正予算と、今回の事案を受けての市長の減給処分に関する条例と補正予算を審議しました。採決の結果は、賛成10反対5になり、賛成多数で可決されました。

12月27日臨時会に上程された2議案は、総務文教委員会と産業経済委員会に付託され、それぞれ審議されました。

## 議案105号 市長等の給料その他の 給与条例の一部を改正する 条例について

届がきちんと手続きがされていれば、災害認定され国の補助事業になり得た案件ではなかつたのか。工期内の工事完了で

議案第1105号は「高梁市長等の給料その他給与条例の一部を改正する条例」、議案第106号は「令和5年度高梁市一般会計補正予算（第7号）」です。これらの議案は9月定例会において市長から報告のあつた工事費未払い事案（1社に対して計2件約3000万円の未払い）に関するものです。議会では未払い事案に対し、議員8人で構成する特別委員会を9月に設置。12月までの4ヶ月間にわたり関係部局からの説明、質疑応答、また現地確認も重ねてきました。議会として12月21日、市長に三たび起きたことがないことを「報告書」に記し提出しました。

市長の下で工事費未払い事案が再び起きてしまった、平成29年度の未払い事案の教訓が反映されていない、市役所の中にチエック体制が構築されていない、「報告・連絡・相談」ができていないのではないか、市長の処分「1カ月の減給（10分の1）」はあまりにも軽い、該当職員の停職5カ月は仕方ないとして、事務方トップの副市長の処分も必要ではないのか等の意見がありました。

採決の結果、賛成少數で否決すべきものと決しました。

あれば、追加工事の必要もなかつたのではないか。業者においても瑕疵事項があるのではないか。市が満額支払う必要があるのか、といった意見がある一方、今回の事案は、常識では考えられない口頭だけの契約であり、担当者の責任が大きく、平成29年度の未払い事案の反省も生かされておらず、今後提出される再発防止策の作成において、今後組織として機能するように、十分協議がなされることを要望する、といった意見がありました。採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。